

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

ネクストメンバー制度実施要綱

公益社団法人四街道市シルバー人材センター  
ネクストメンバー制度実施要綱

(名 称)

第1条 公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）が実施する仮会員登録制度をネクストメンバー制度（以下、「ネクスト」という。）、仮会員登録者をネクストメンバー（以下、「メンバー」という。）と称する。

(目 的)

第2条 この要綱は、ネクストの実施について必要な事項を定めるものとする。

(趣 旨)

第3条 シルバー人材センター事業の普及啓発並びに会員の確保・増強のため、入会説明会に参加又は入会に関する相談等を受けた後、入会を辞退した者とセンターとの繋がりを維持し将来の会員候補とするとともに、地域における高年齢者同士の繋がりの維持を図ることにより、高年齢者の生きがいの充実と福祉の増進、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として実施するものとする。

(資格・対象者)

第4条 センターの実施する入会説明会に参加又は入会に関する相談等を受けた後、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、ネクストを希望する者とする。

(1) 四街道市に居住する原則として60歳以上の者

(2) 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者

2 正会員及び正会員であった者は、メンバーになることができない。

3 次の各号に該当する者は、前項の定めによらないものとする。

(1) 就職により退会した者

(2) 病気の治療または療養により退会した者

(3) 親族の介護等、家庭の事情により退会した者

(4) 加齢により退会した者

(5) 未就業により退会した者

(6) 会長が、前各号と同等の理由による退会と認めた者

(権利及び義務)

第5条 メンバーは、正会員としての権利及び義務はないものとする。

(事業)

第6条 センターは、別表1に定めるものについて、情報提供や相談等の事業を行うものとする。

2 センターは、前項に定める事業のほか、正会員の権利と義務を害さない範囲で、会長が必要と認める事業を行うことができるものとする。

3 前号に定める情報提供や相談等の業務は、会長が委嘱した者もしくはセンター事務局が行うものとする。ただし、会員親睦会の主催する行事、会員が自主的に行うサークル・同好会活動に関する連絡等は、この限りではないものとする。

(登録手続き)

第7条 メンバーに登録を希望する者は、センターに対し、次の各号に定める情報を別紙様式1により提供するものとする。

(1) 氏名、住所、連絡先、性別、生年月日

(2) 資格、特技、趣味

(3) 希望する仕事の具体的な内容と条件

2 センター事務局は、メンバーに登録した者について理事会に報告するものとする。

(取得情報の取り扱い)

第8条 センターは、前条の定めにより取得した情報について、センター個人情報保護に関する方針並びにセンター特定個人情報に関する基本方針に準拠して取り扱うほか、次の各号に定める目的で使用するものとする。

(1) 第6条に定める事業に関する連絡、調整及び同事業の実施のため

(2) メンバーの名簿作成及び入会手続のため

(3) メンバーの就業に関する情報の収集及び提供を行うため

(4) メンバーの就業に関する普及啓発及び調査研究を行うため

(5) メンバーの就業に関する相談を行うため

(6) 会員親睦会の主催する行事、会員が自主的に行うサークル・同好会活動に関する情報の収集及び提供を行うため

(7) 上記のほか、高年齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高年齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うため

2 取得情報は、基幹業務システムの仮会員管理により管理するものとする。

(第三者提供の制限)

第9条 個人データは、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないものとする。ただし、次に掲げる場合を除く。

(1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 個人情報保護法第23条第2項が定める第三者に提供することができる措置を講ずるとき。

2 前項にかかわらず、第三者が外国（我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則第6条で定めるものを除く。）にある場合には前項第1号から第4号の場合を除き、本人の同意なく個人データを提供してはならない。ただし、当該第三者が個人情報保護委員会が定める基準に適合する体制を整備している場合には、本人の同意がなくても個人データを提供することができるものとする。

#### （補償）

第10条 センターは、第6条に定める事業の実施において、メンバーに対しいかなる補償も行わない。

#### （入会）

第11条 メンバーは、センターから提供された就業機会に就業する場合、センターの規程に基づき、事前に正会員として入会しなければならないものとする。

2 メンバーが希望するとき、その申し出により、センターの規程に基づき正会員としていつでも入会することができるものとする。

#### （登録の抹消）

第12条 センターは、メンバーが次の各号のいずれかに該当したとき、その登録を抹消する。

- (1) 登録の抹消を申し出たとき
- (2) 四街道市に居住しなくなったとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (5) センターの名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき

#### （委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、理事会の承認を以って令和2年10月1日から施行する。

別表1（第6条）

	正 会 員	ネクストメンバー
登録費用	年会費3,000円	無 料
就業	○	×
就業機会の提供	○	△（正会員を優先する）
就業の案内及び相談	○	○
定期便による就業の案内 を含む各種情報提供	○	×
シルバー人材センター 総合賠償責任保険による補償	○	×
熱中症見舞金制度による補償	○	×
各種講習会の参加	○	△（以下のとおり）
襖の張替え講習会	○	○
草刈講習会	○	×
草取講習会	○	×
植木の手入れ講習会	○	×
健康管理に関する講習会	○	センターが案内するものに限る
交通安全に関する講習会	○	センターが案内するものに限る
その他、センターの主催する 講習会	○	センターが案内するものに限る
公益社団法人千葉県 シルバー人材センター連合会 等による講習会	○（一部制限あり）	センターが案内するものに限る
センターの主催する行事への参加	○	×
センターの事業運営への参画	○	×
その他、正会員の権利と義務 が発生するもの	○	×
会員親睦会が主催する行事 への参加	○	○
会員が自主的に行う サークル・同好会活動への参加	○	○

公益社団法人四街道市シルバー人材センター  
**ネクストメンバー制度 登録申込書**

記入日：令和      年      月      日

ふりがな 氏 名		男性    ・    女性
住 所	〒 四街道市	
連 絡 先	固定電話	携帯電話
生年月日	昭和      年      月      日	現在の年齢  歳
資 格		
（ 特にない場合 記入不要 ）		
特 技		
（ 特にない場合 記入不要 ）		
趣 味		
（ 特にない場合 記入不要 ）		
希望する仕事 の内容・条件		
（ 希望条件など 具体的に ）		

（SC記入欄）

受 付	入 力	会 長	事務局長

仮会員番号	
地 域 班	職 群 班